



労働条件明示のルールが変わります

労働基準法施行規則等が改正されることになり、来年の令和6年4月1日以降、労働契約を締結・更新する労働条件通知書や雇用契約書について、**新たな明示事項**が加わるようになりました。また場合によっては労働者に説明をしなければならない**事項**も加わりました。具体的な取扱い等については今後発表される予定ですが、現時点で公布されている内容を紹介します。

～すべての労働者～

●就業場所・業務の変更の範囲の明示



全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、**これらの変更の範囲**についても明示が必要になります。「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

～有期契約労働者（契約社員・嘱託社員等）～

●更新上限の明示

有期雇用契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。

●更新上限を新設・短縮する場合の説明

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ（更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで）説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合



●無期転換申込機会の明示

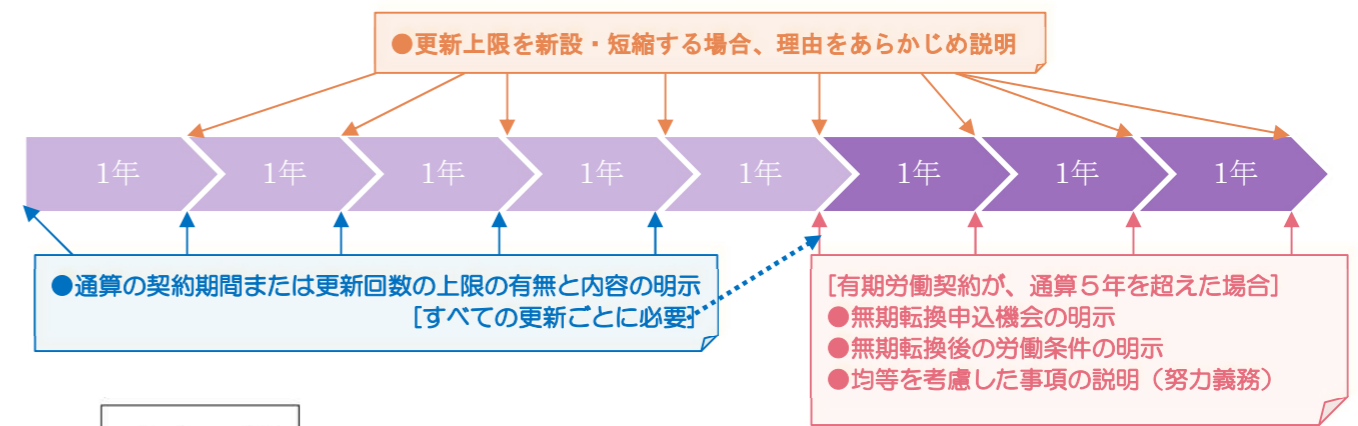
「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。

●無期転換後の労働条件の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

●均衡を考慮した事項の説明（努力義務）

「無期転換権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者とのバランスを考慮した事項（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。



イメージ

労働条件通知書

年 月 日	
事業場名称・所在地 使用者職氏名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（年 月 日～年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） 3 更新上限の有無（無・有（更新 回まで/通算契約期間 年まで）） 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをしたときは、本契約期間の末日の翌日（年 月 日）から、無期労働契約での雇用に移換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（無・有（別紙のとおり）） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ（高度専門）・Ⅱ（定年後の高齢者） Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間（年 月 日（上限10年）） Ⅱ 定年後引き続き雇用されている期間
就業の場所	（雇入れ直後） （変更の範囲）
従事すべき業務の内容	（雇入れ直後） （変更の範囲） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）

●通算の契約期間または更新回数の上限の有無と内容の明示

●無期転換申込機会
●無期転換後の労働条件の明示

当事務所で「ひな型」を準備しております。詳しくは担当までご相談ください。



お知らせ

- 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請について
臨時的な取扱いとして、「療養担当者意見欄の証明」の添付を不要としておりましたが、申請期間の初日が令和5年5月8日以降の傷病手当金の支給申請については、必要となります。
- 労働保険料の年度更新について
申告・納付は、6月1日（木）から7月10日（月）までです。
- 算定基礎届について
4月5月6月に支払われた給与で健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを行います。賃金台帳等の確認が必要になりますのでご協力をお願い致します。
- 当事務所からのお知らせ
当事務所の職員 佐藤佳苗が、氏名変更により藤川佳苗となりましたのでお知らせ致します。



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

